

「切替プラン」((社) しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商品名	「切替プラン」((社) しんきん保証基金保証付)																
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 基金保証付きカードローン利用者で、上限年齢の超過等からご利用残高の一括返済が必要となった方 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方 																
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫の基金保証付きカードローン残元本及びその利息 当金庫の基金保証個人ローン(保険ローン・住宅ローンを除く) 残元金及びその利息 																
4. ご融資限度額	500万円以内(1万円以上1万円単位)																
5. ご利用期間	保証金額に応じて下記の通りとします <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>保証金額</th> <th>ご利用期間</th> <th>当金庫が特に認めた場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円～30万円</td> <td>3年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>31万円～100万円</td> <td>5年以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>101万円～200万円</td> <td>8年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>201万円～500万円</td> <td>10年以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		保証金額	ご利用期間	当金庫が特に認めた場合	1万円～30万円	3年以内	5年以内	31万円～100万円	5年以内	7年以内	101万円～200万円	8年以内	10年以内	201万円～500万円	10年以内	
保証金額	ご利用期間	当金庫が特に認めた場合															
1万円～30万円	3年以内	5年以内															
31万円～100万円	5年以内	7年以内															
101万円～200万円	8年以内	10年以内															
201万円～500万円	10年以内																
6. ご融資利率	当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) (なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)																
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等または元利均等割賦返済(ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です、なお元金返済の据置はできません) 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます 																
8. 担保・保証人	(社) しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません																
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています																
10. 手数料等	一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円(税込)がかかります、約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円(税込)がかかります、詳しくは窓口でお問い合わせください																
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話：0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください																
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> 新規保証の利用制限 本ローンの利用の方は完済まで当金庫、他金庫を問わず基金保証付きカードローンの新規保証利用は出来ません お申込に際しては事前の審査をさせていただきます、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください、また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください 																